

知つとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしく願いいたします。

さて、新年号であります今回は、数年後には紙幣や硬貨が不要になるかもしれないという「デジタル通貨」の説明をします。昨年1月、日銀はヨーロッパの中央銀行などとともに、電子的な通貨「デジタル通貨」の研究に乗り出す方針を打ち出しました。

1 デジタル通貨とは？

デジタル通貨という言葉については、明確な定義はありませんが、ここでは「デジタルデータに変換された、通貨として利用可能なもの」として説明します。広い意味では、紙幣や硬貨といった現金ではない、電子マネーや仮想通貨といったものが、すべてデジタル通貨にあてはまりますが、仮想通貨は、特定国家による保証はありません。

2 デジタル通貨を巡る最近の流れ

令和2. 1. 22 日銀がデジタル通貨の研究に乗り出す旨の方針を打ち出し、欧州中央銀行 (ECB) と共同研究を始めました。日銀が研究に乗り出すデジタル通貨は「現金に替わる決済手段として中央銀行が発行する電子的な通貨」と説明されています。

令和2. 7. 17 閣議決定の経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針」の中で、国家の中央銀行が発行するデジタル通貨について、「日本銀行において技術的な検証を狙いとした実証実験を行うなど、各国と連携しつつ検討を行う」と示されました。

令和2. 7. 20 日本銀行内に「デジタル通貨グループ」が設置されました。

令和2. 10. 9 欧州中央銀行と日銀は、実際に発行する際の基本原則を公表しました。また日銀は、デジタル通貨発行の実証実験を令和3年度に実施すると発表しました。これらは、デジタル通貨の準備で先行する中国への警戒感からで、日米欧と中国でデジタル通貨の主導権を巡る争いに発展しつつあります。

3 国家の中央銀行が発行するデジタル通貨

国家の中央銀行が発行するデジタル通貨は、CBDCと呼ばれています。CBDCは「Central Bank Digital Currency」の略語で、日本では「中央銀行発行デジタル通貨」と呼ばれます。紙幣や硬貨といった現物を持たず、電子マネーや仮想通貨のようにデータとしてのみ存在します。

4 CBDCのメリット・デメリット

[国家側]

○メリット

- ・紙幣や貨幣の製造、流通、管理、廃棄に関わるコストを削減できる
- ・利用履歴が残るため、マネーロンダリングや脱税、違法組織への送金などを防げる

○デメリット

- ・クラッキング (*) や偽造に対する最高レベルの強度が必要で、技術的なハードルが高い
- ・商習慣の大きな変化につながり、予期しないデメリットが生まれる可能性がある
- *クラッキングとは、悪意を持った第三者によってコンピュータへの不正侵入やデータ改ざんなどが行われること

[国民側]

○メリット

- ・銀行口座がなくても、各種決済サービスを利用できる
- ・現金が不要なので、紛失や盗難のリスクが低くなる
- ・収入、支出がすべて記録されるため、納税などの手続きが楽になる

○デメリット

- ・すべての店舗でCBDCへの対応が必要になるため、コストがかかる

5 何故、急いでデジタル通貨を研究するのか？

デジタル通貨の研究を急ぐ背景には、いくつかのメリットがあることと、その他の事情があります。

- (1) 中央銀行が発行するデジタル通貨は信頼性が高く、現金を使わずスマートフォンなどで支払いができるキャッシュレスの普及につながると指摘されています。
- (2) 通貨の偽造や脱税などの不正防止にもつながるメリットがあるとされています。
- (3) 各国の中央銀行の動きが活発になるきっかけになった出来事が2つあります。

①アメリカのフェイスブックが打ち出した暗号資産の一種でデジタルコインとも呼ばれる「リブラ」の構想です。膨大な数のユーザーが国境を越えてリブラを使うようになれば、ドルやユーロ、円など各国が発行する通貨の役割が低下し、リブラが主要な決済手段に置き換わる可能性があります。

②「デジタル人民元」の準備を加速している中国の存在です。国内で「スマホ決済」が広く普及していることに加え、デジタル通貨の分野で主導権を握ることで人民元の国際化を進め、世界の基軸通貨・ドルに対抗する狙いがあるとも言われています。

中国の動きをみてECB（ヨーロッパ中央銀行）も、域内で使えるデジタル通貨の発行の可能性を検討する考えを表明し、こうした動きに背中を押される形で、これまで内部で研究はしていたものの、デジタル通貨の発行には慎重な姿勢だった日銀も一歩踏み出したものと見られます。

6 デジタル通貨を巡る最新の動き

- (1) 中国人民銀行はデジタル通貨「デジタル人民元」の発行に向けて、令和2年10月12日から1週間、広東州深圳市で住民や店舗が参加する大規模な実証実験を実施しました。発行総額は1000万元（約1億6000万円）で、抽選に当たった住民は専用アプリをスマートフォンにダウンロードして、200元分のデジタル人民元が入った「紅包（ホンパオ）（お年玉）」を受け取り、対象店舗で利用いたしました。
- (2) 読売新聞は令和2年11月18日、3メガバンクなどが参加するデジタル通貨の検討会が、令和3年度に大規模な実証実験を始めると報道しました。NTTグループやJR東日本、セブン&アイ・ホールディングス、関西電力など30社超の企業・団体が参加し、デジタル通貨の効果や実現に向けた課題を検証するそうです。参加する企業は小売りや電力、保険など10以上のグループに分かれ、順次実験を始めるとともに、グループごとに令和4年度以降の実用化を目指すとされています。

「雑煮」



雑煮は、年神様にお供えした餅のご利益を頂戴するために、年神様の魂が宿った餅を野菜や鶏肉、魚介などと一緒で煮込んで作る、お正月には欠かせない料理です。もともとは正月だけのものではなく、室町時代に武家社会の儀礼的な宴で、本膳料理の前菜として出されたものが始まりです。鮑や里芋、人参、大豆など健康に良いもの7種を入れた煮物で、お酒を飲む前に食べて臓腑を保護する意味があり、「保臍（ほうぞう）」と呼ばれ、江戸時代にお餅を入れて雑多なものを煮込む「雑煮」となりました。昔の人は、お雑煮を食べる際、旧年の農作物の収穫が無事であったことに感謝し、新年の豊作や家内安全を祈っていました。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 2月1日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出 2月1日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付 1月12日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日）
- ・国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 2月1日
- ・国税／5月決算法人の中間申告 2月1日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 2月1日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 2月1日
- ・地方税／給与支払報告書の提出 2月1日

2月の税務と労務

- ・国税／令和2年分所得税の確定申告受付 2月16日～3月15日
（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
- ・国税／贈与税の申告受付 2月1日～3月15日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 3月1日
- ・国税／6月決算法人の中間申告 3月1日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 3月1日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 3月1日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日